

# 社会保険未加入対策に関する 各種調査の結果について

---

# 社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査について

## 1. 調査の目的

- これまでに実施してきた各施策に関する各建設企業における取組状況および施策の現場への浸透状況等を総合的に把握し、社会保険等未加入対策の目標達成を見据えた加入徹底方策を検討することを目的とする。

## 2. 調査の概要

### 現場別調査(サンプル調査)

#### 【調査対象】

全国約200現場(民間建築工事)の元請及び下請企業を対象としたサンプル調査を実施

#### 【調査期間】

平成26年12月9日(火)～12月19日(金)

#### 【回答状況】

3,327件

### 企業別調査(団体会員企業)

#### 【調査対象】

社会保険未加入対策推進協議会に参加する建設業者団体に所属する会員企業

#### 【調査期間】

平成26年12月16日(火)～平成27年1月8日(木)

#### 【回答状況】

2,916件

### 主な設問項目

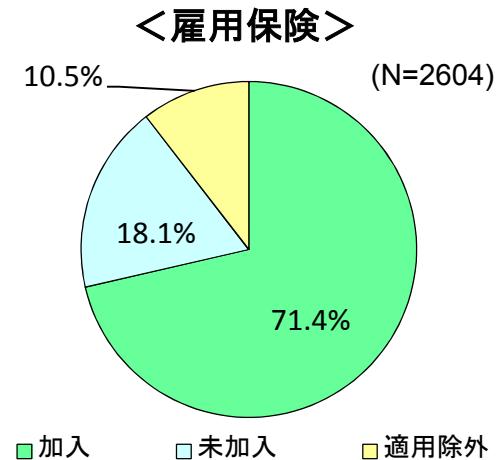
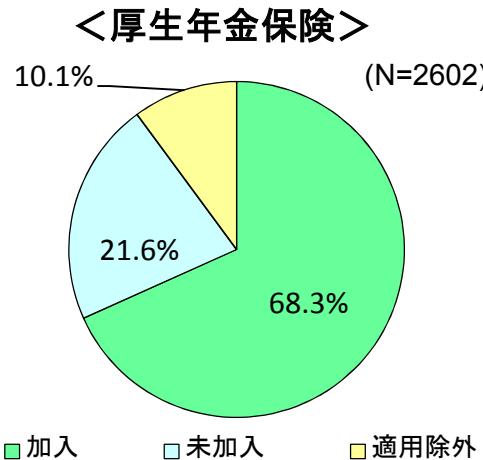
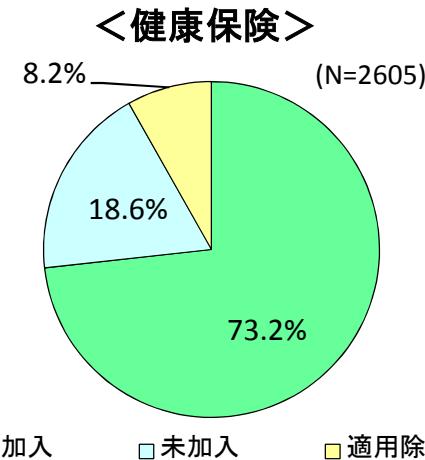
- 企業・作業員の社会保険等の加入状況（現場別アンケートのみ）
- 社会保険等加入状況の確認・指導の状況
- 法定福利費を内訳明示した見積書への対応
- 法定福利費を内訳明示した見積書の注文者への提出有無  
(○建退共の活用状況)

※今回の公表結果は、速報値であり、最終的な調査結果は、調査期間後に回答があったものも含め年度内に公表。

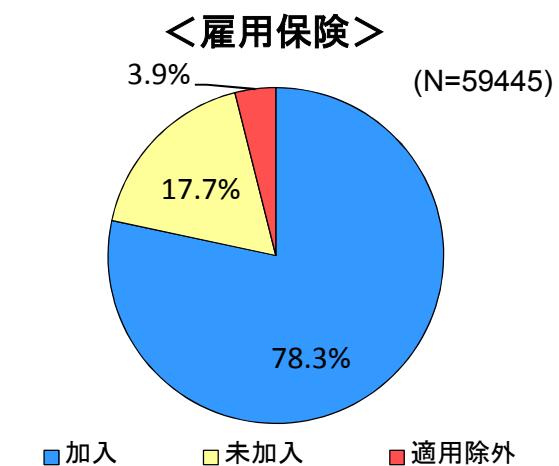
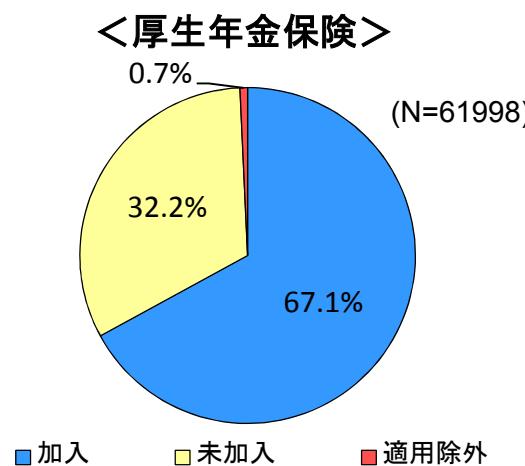
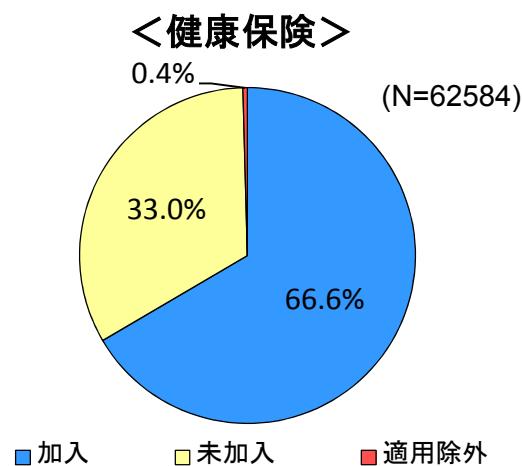
# 社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査 民間（建築）工事における社会保険等への加入状況について【全体（現場別調査）】

- サンプル調査を行った民間建築工事における企業、作業員の健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入率は、企業別で健康保険73.2%、厚生年金68.3%、雇用保険71.4%、作業員別で健康保険66.6%、厚生年金67.1%、雇用保険78.3%。

**企業別**



**作業員別**



※調査対象となった現場は、同一の企業から複数の提供を受けていることもあり、回答数には同一企業のものが重複しているケースがある。

※企業別は、基本的に施工体制台帳(再下請負通知書)等の提供を受けて集計。作業員別は現場の施工体制に属する企業において作業員名簿をもとに集計を行ってもらった。

※健康保険(作業員別):【加入】協会けんぽ、組合管掌健康保険、全国土木建築国民健康保険組合、建設国保、【未加入】市町村国民健康保険、その他、未加入・空欄

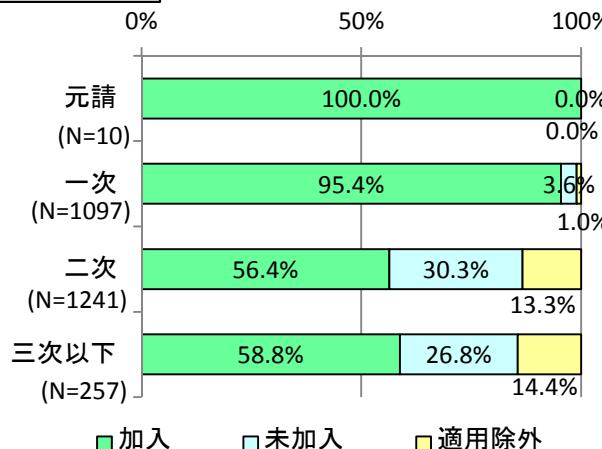
※厚生年金保険(作業員別):【加入】厚生年金、受給者、【未加入】国民年金、その他、未加入・空欄

社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査  
民間（建築）工事における社会保険等への加入状況について【下請次数別（現場別調査）】

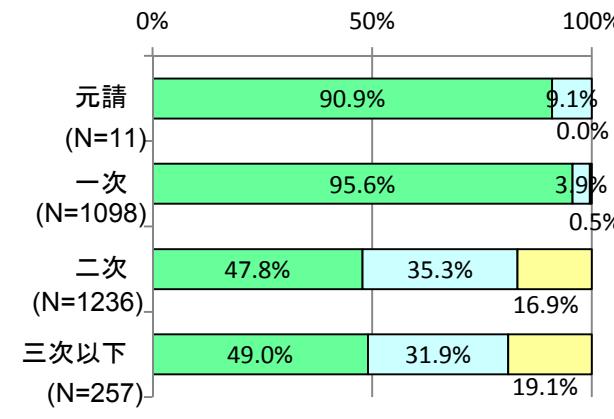
- 下請次数別では、企業別・作業員別ともに、一次下請でかなり高く、二次下請以下で低い。

**企業別**

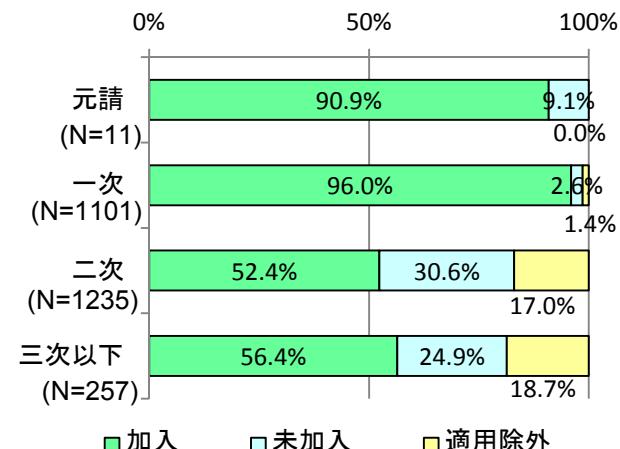
**〈健康保険〉**



**〈厚生年金保険〉**

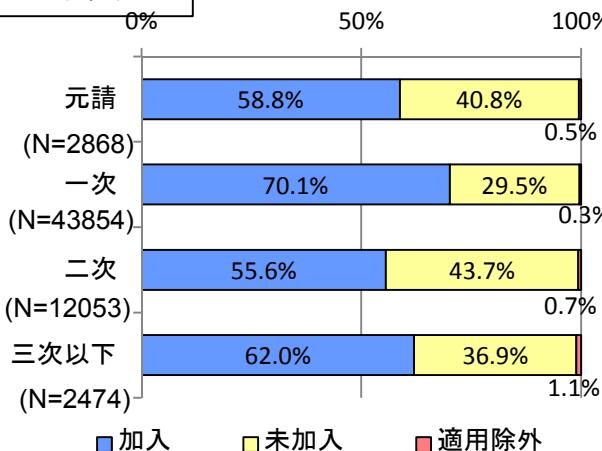


**〈雇用保険〉**

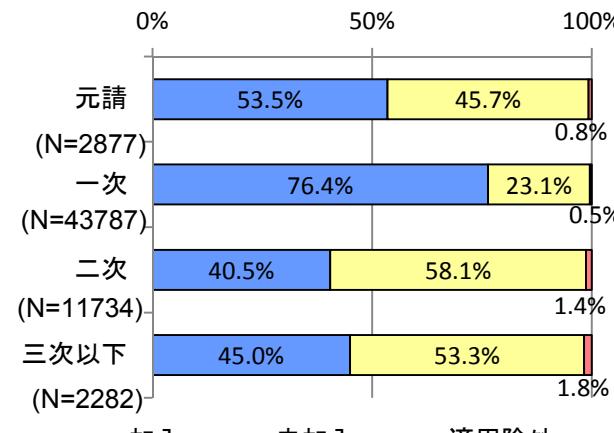


**作業員別**

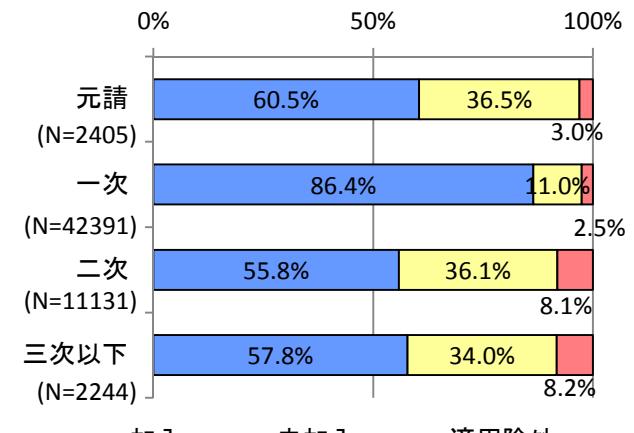
**〈健康保険〉**



**〈厚生年金保険〉**



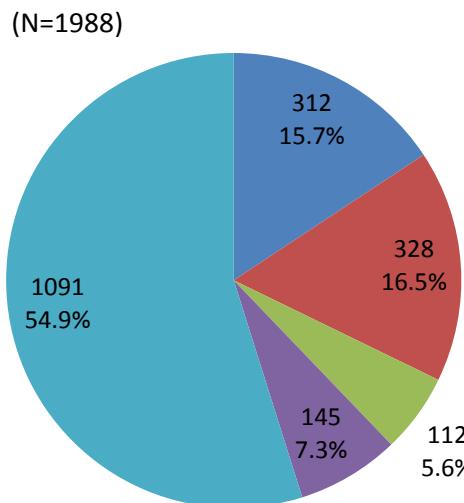
**〈雇用保険〉**



# 社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査 法定福利費を内訳明示した見積書の活用について【下請企業への提出指導】

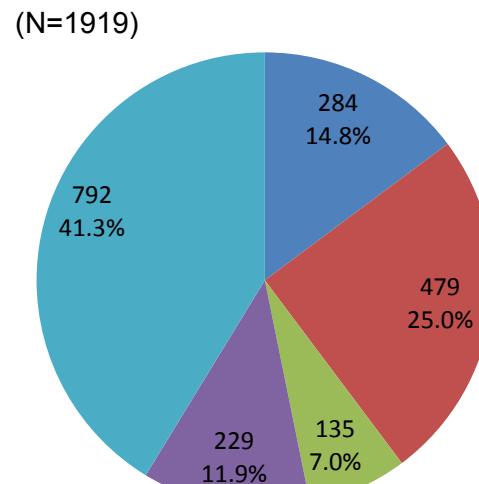
- 下請企業に対して法定福利費を内訳明示した見積書の提出を全部又は一部の下請契約で指導した企業は現場別調査で21.3%、企業別調査で21.8%。
- 法定福利費を含んだ見積書の提出を指導した場合を含めると、現場別調査で45.1%、企業別調査で58.7%。

## 現場別調査



- 全ての下請契約で法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導した
- 全ての下請契約で内訳明示はしないが法定福利費を含んだ見積書を提出するよう指導した
- 一部の下請契約で法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導した
- 一部の下請契約で内訳明示はしないが法定福利費を含んだ見積書を提出するよう指導した
- 特に指導していない

## 企業別調査



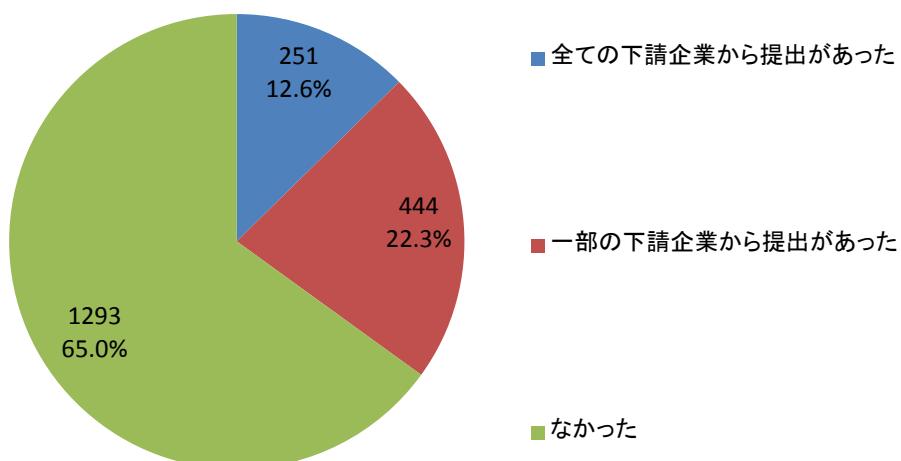
- 全ての下請契約で法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導している
- 全ての下請契約で内訳明示はしないが法定福利費を含んだ見積書を提出するよう指導している
- 一部の下請契約で法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導している
- 一部の下請契約で内訳明示はしないが法定福利費を含んだ見積書を提出するよう指導している
- 特に指導していない

## 社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査 法定福利費を内訳明示した見積書の活用について【下請企業からの提出状況】

- 下請企業からの提出状況について、現場別調査では34.9%が全て又は一部の下請企業から提出を受けている。また、企業別調査では、23.7%が提出をかなり又はおおむね受けている。
- 一方で、現場別調査では65.0%が提出を受けておらず、企業別調査で59.8%がほとんど又はまったく提出を受けていない状況。

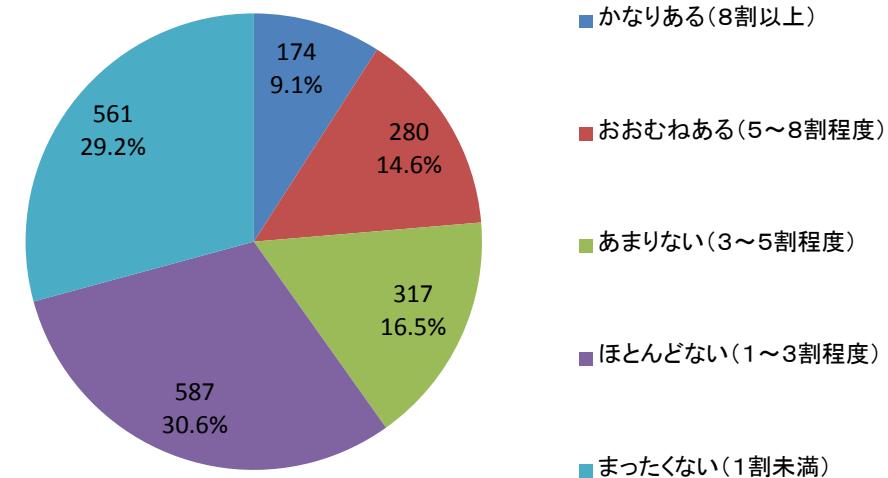
### 現場別調査

(N=1988)



### 企業別調査

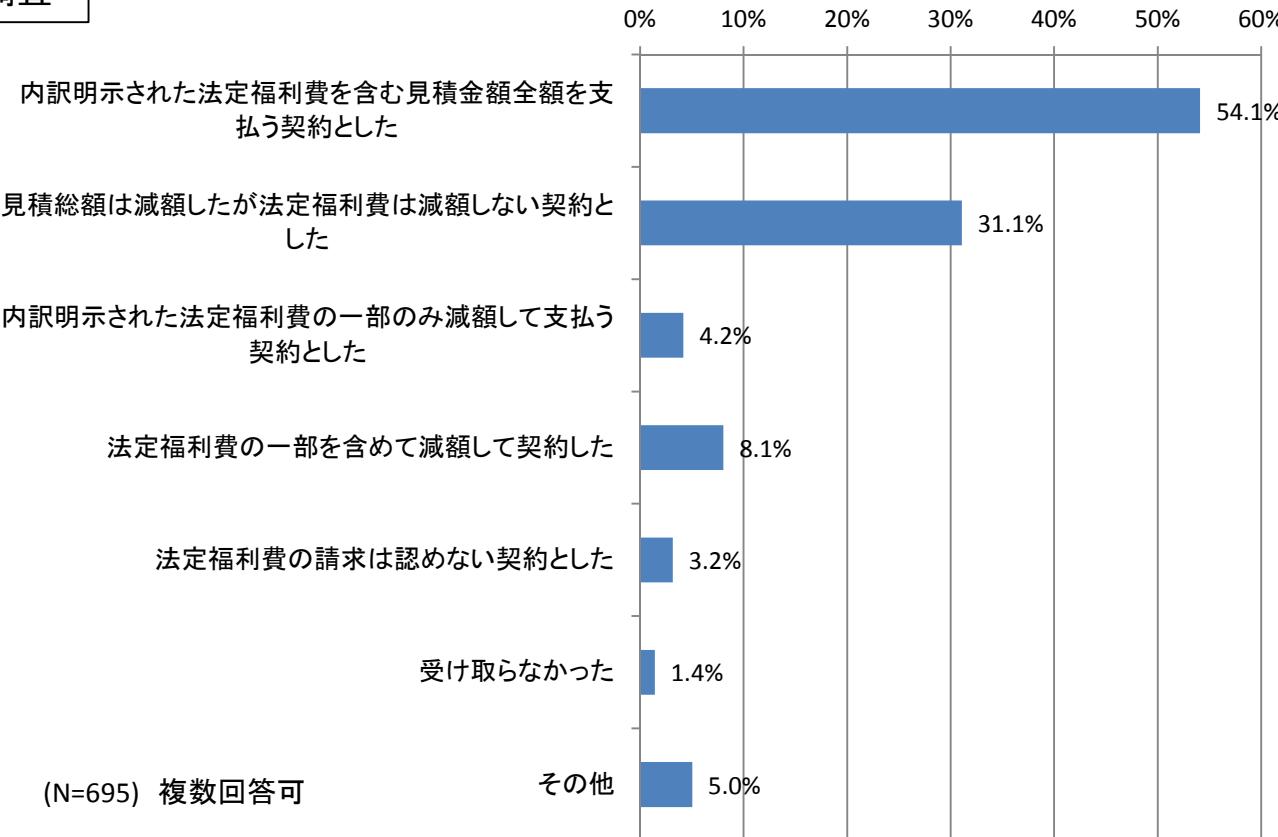
(N=1919)



# 社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査 法定福利費を内訳明示した見積書の活用について【提出を受けた結果（現場別調査）】

- 内訳明示した見積書の提出を受けた結果、54.1%で内訳明示された法定福利費を含む見積金額全額を支払う契約としている。
- 見積総額は減額したが、法定福利費は減額しないとした場合を含めると85.2%。

## 現場別調査

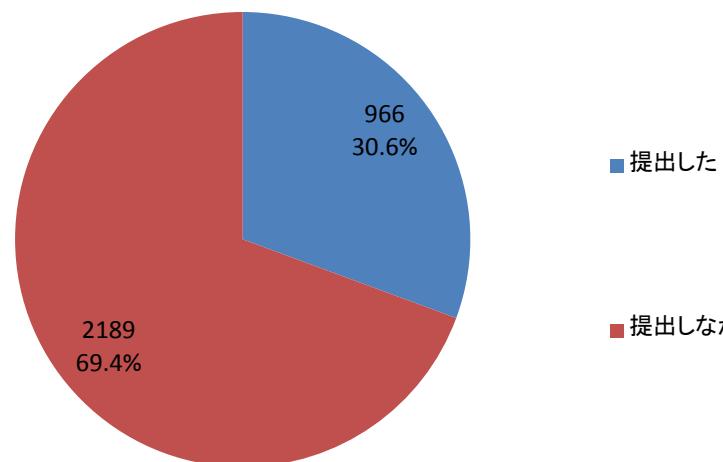


## 社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査 法定福利費を内訳明示した見積書の活用について【注文者への提出状況】

- 注文者に対する内訳明示した見積書の提出について、現場別調査では30. 6%が提出、企業別調査では32. 6%がほとんど又はおおむね提出している。
- 一方で、現場別調査では69. 4%が提出せず、企業別調査では48. 3%がほとんど又はまったく提出していない状況。

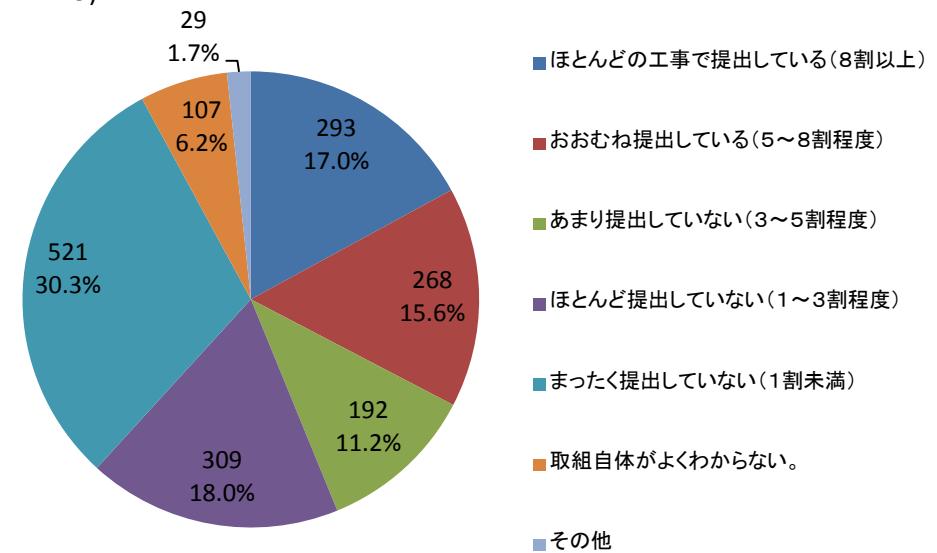
現場別調査

(N=3155)



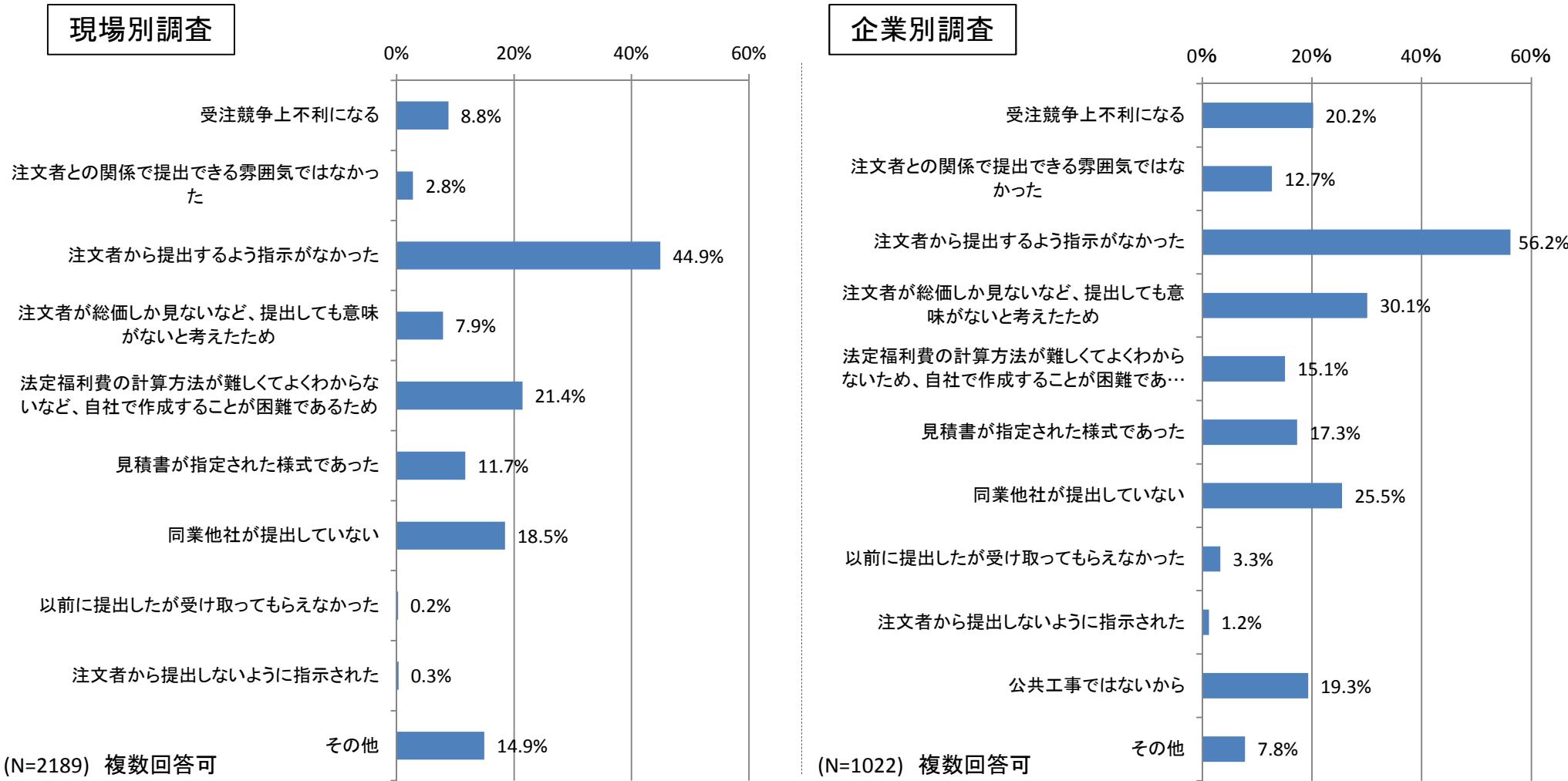
企業別調査

(N=1719)



# 社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査 法定福利費を内訳明示した見積書の活用について【注文者へ提出しなかった理由】

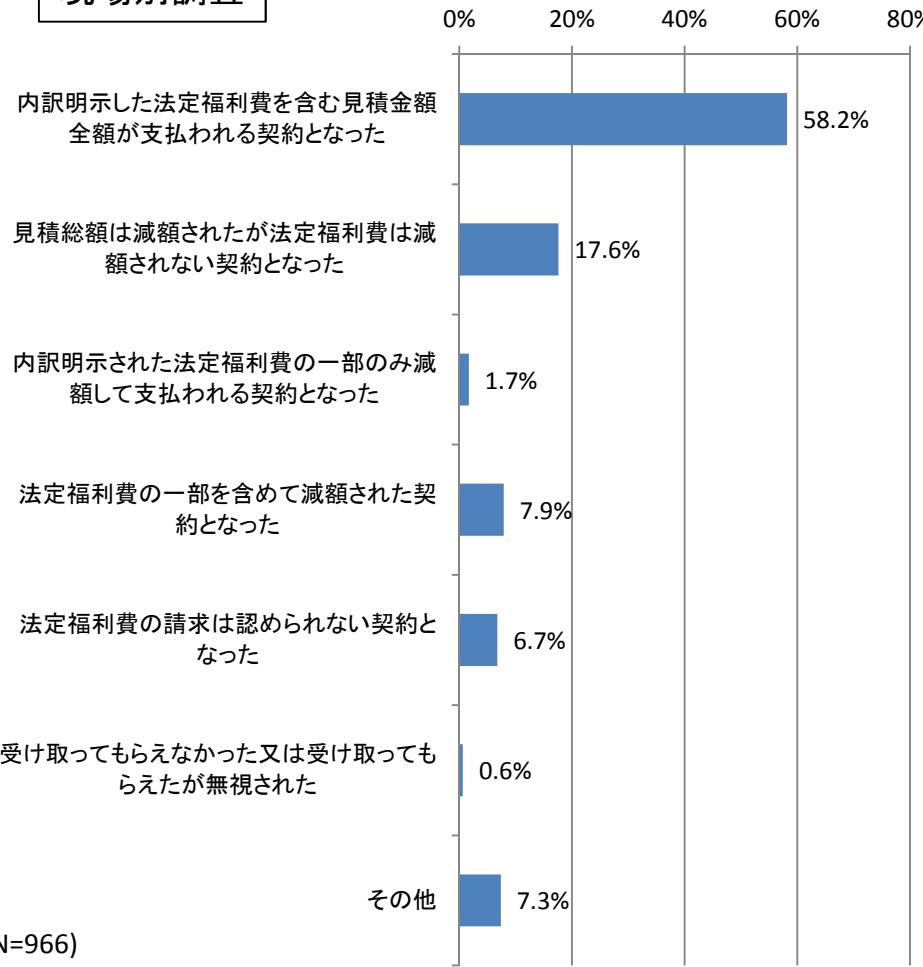
- 注文者に対して内訳明示した見積書を提出しなかった理由として、現場別調査・企業別調査ともに、「注文者から提出するよう指示がなかった」が圧倒的に多い。(現場別調査44.9%、企業別調査56.2%)



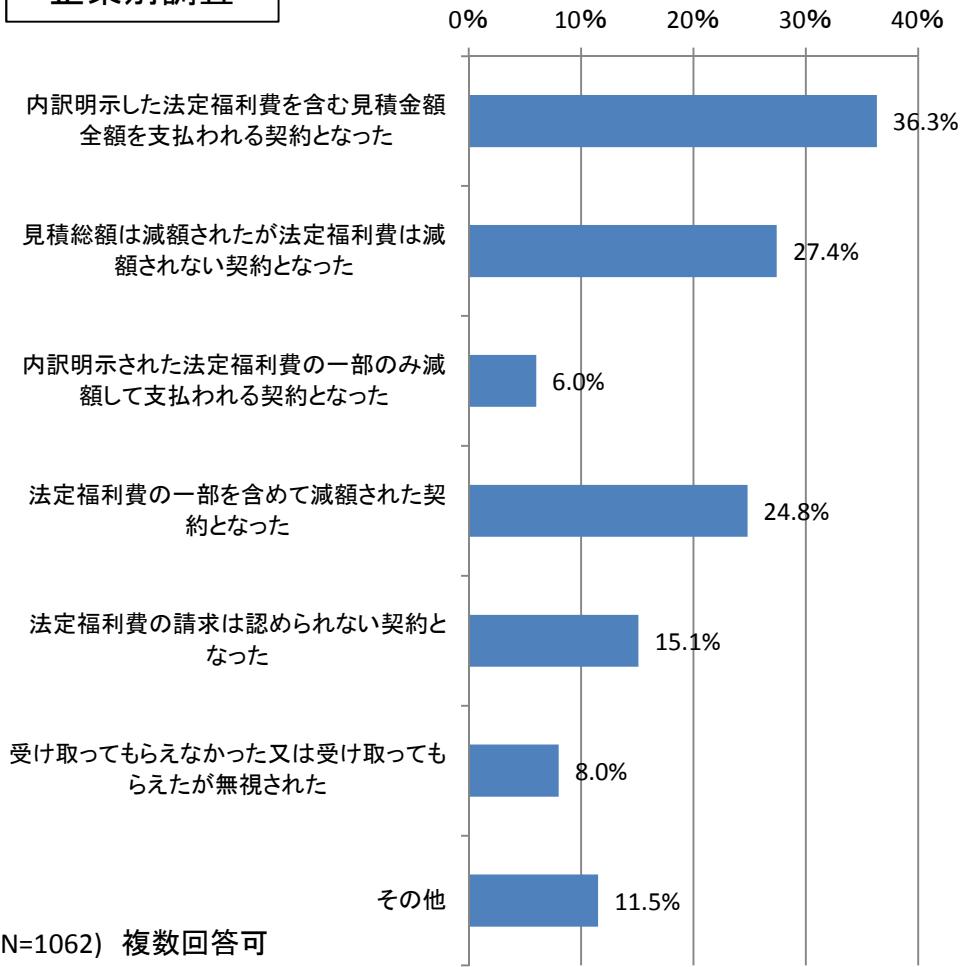
# 社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査 法定福利費を内訳明示した見積書の活用について【注文者へ提出した結果】

- 注文者に対して内訳明示した見積書を提出した結果、現場別調査・企業別調査ともに「内訳明示した法定福利費を含む見積金額全額が支払われる契約となった」が最も多い。(現場別調査58.2%、企業別調査36.3%)

**現場別調査**



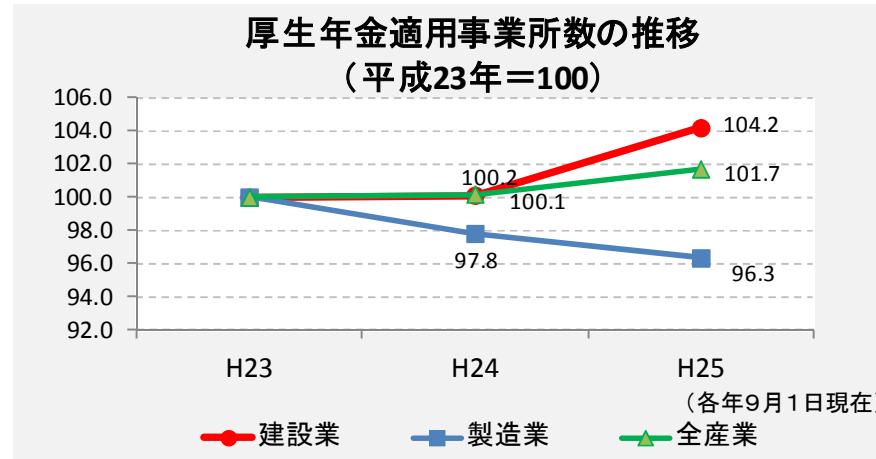
**企業別調査**



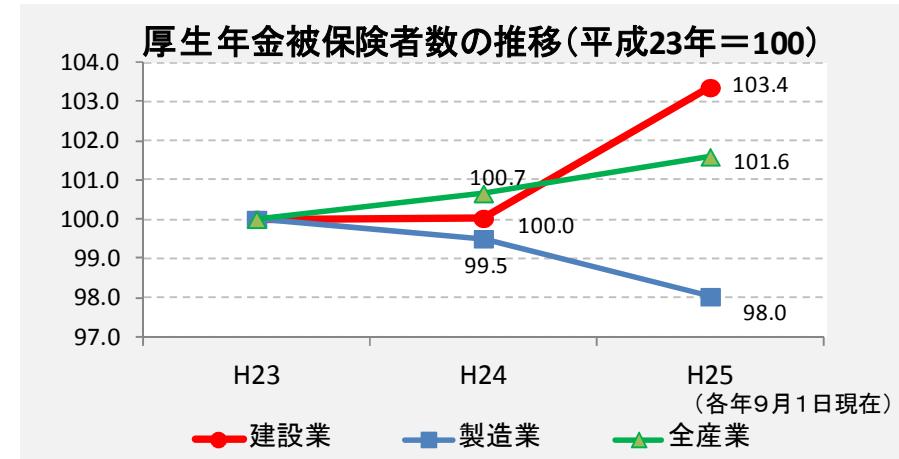
# 「厚生年金保険」「雇用保険」の適用事業所数・被保険者数の推移

- 厚生年金保険及び雇用保険の適用状況をみると、適用事業所数・被保険者数ともに増加している。

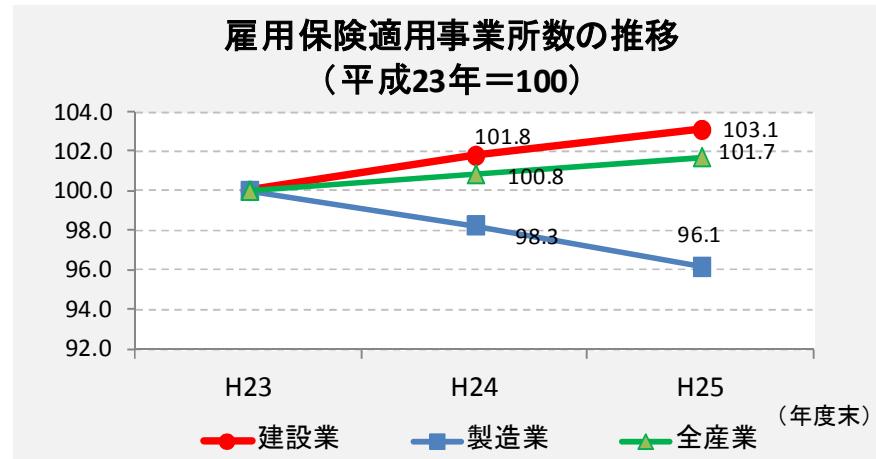
適用事業所数



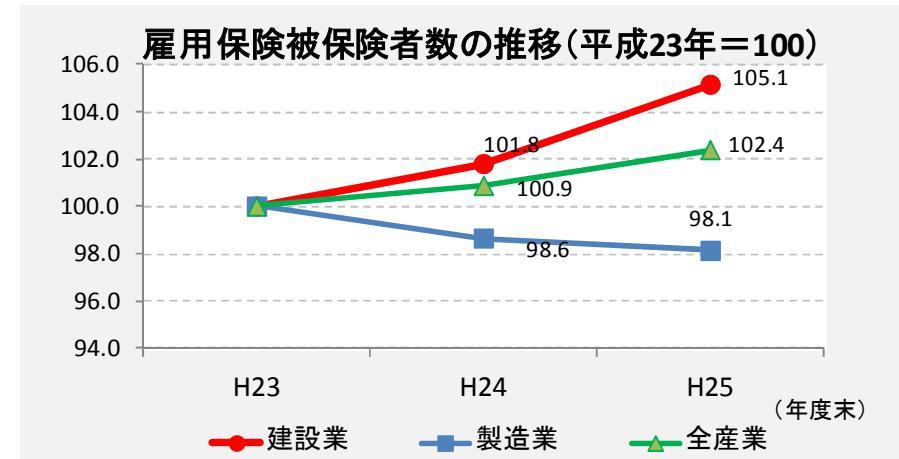
被保険者数



雇用保険適用事業所数の推移  
(平成23年=100)



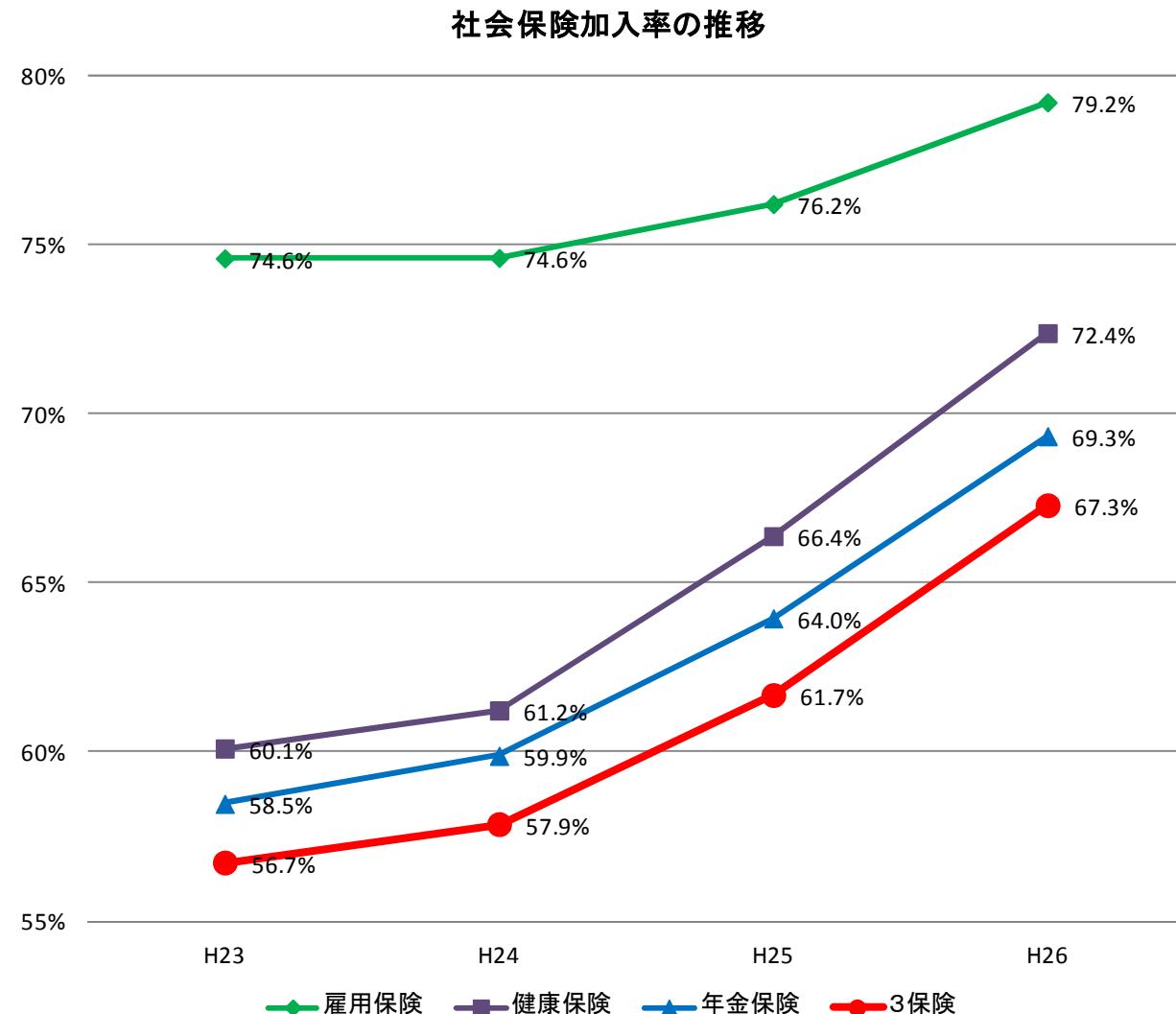
雇用保険被保険者数の推移(平成23年=100)



出典:厚生労働省「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」「雇用保険事業年報」より国土交通省にて作成

## 社会保険等の加入状況（公共事業労務費調査より）【速報値】

○3保険とも加入している技能労働者は、H25. 10調査から約5. 6ポイント上昇。（速報値）



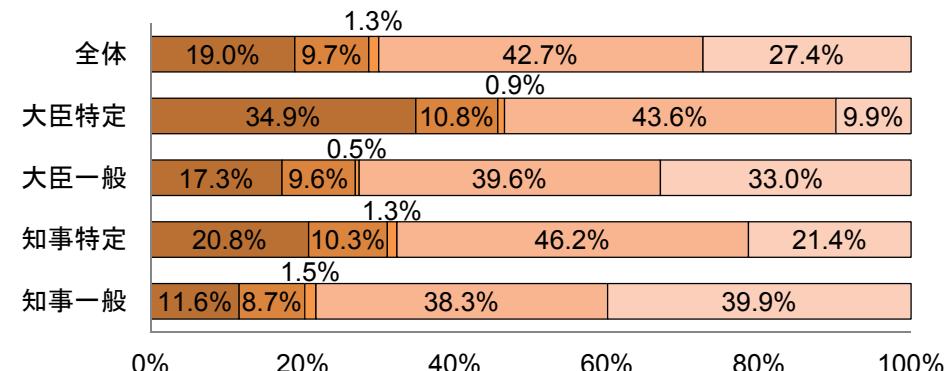
※平成23年10月、平成24年10月、平成25年10月及び平成26年10月公共事業労務費調査結果  
※平成26年10月調査は速報値

# 平成26年度 下請取引実態調査の結果

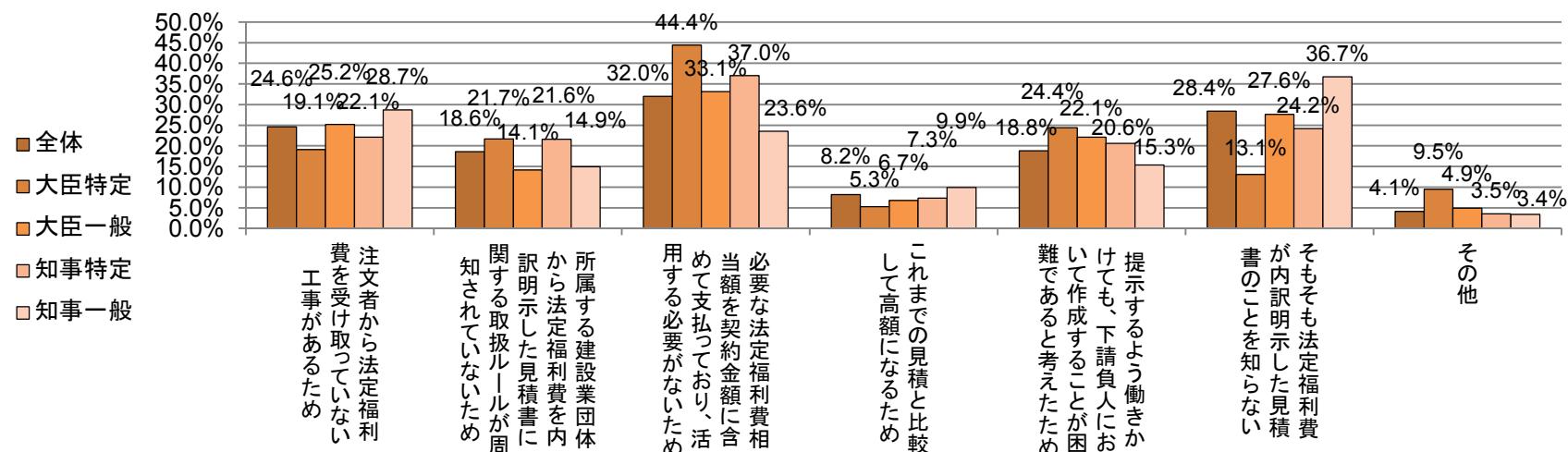
- 平成25年10月以降に締結した下請契約に際して、元請負人が下請負人に対し、法定福利費が明示された見積書の提示を、「全ての下請契約で働きかけている」又は「一部の下請契約で働きかけている」との回答は合わせて28.7%。
- 法定福利費が内訳明示された見積書の提示を働きかけていない理由としては、「必要な法定福利費相当額を契約金額に含めて支払っており、活用する必要がないため」(32.0%)が最も多い。

## 【法定福利費が内訳明示された見積書の提示に係る下請負人への働きかけ】

- 1 全ての下請契約で提示するよう働きかけている
- 2 一部の下請契約では提示するよう働きかけている
- 3 以前は提示するよう働きかけていたが、現在は働きかけしていない
- 4 現在は働きかけないが、今後締結する下請契約では働きかけていくことを検討している
- 5 働きかける予定はない



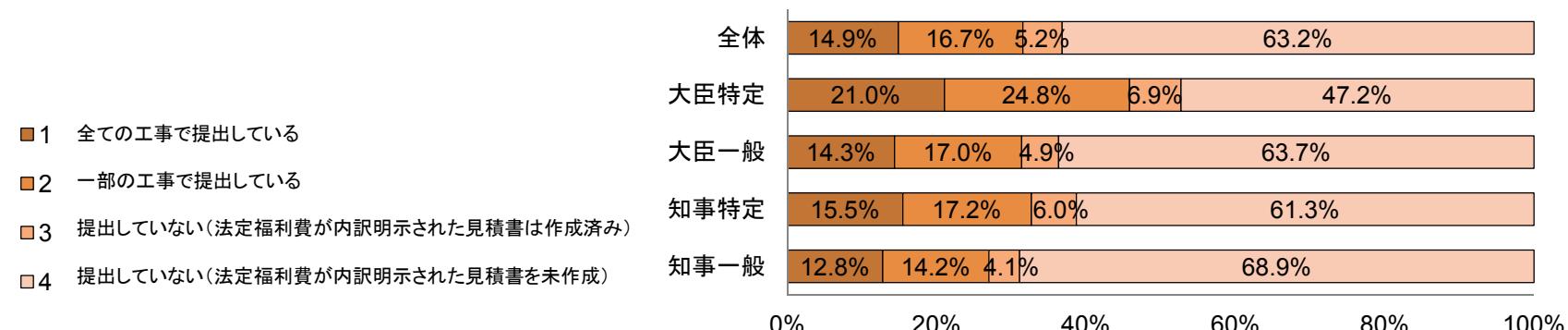
## 【法定福利費が内訳明示された見積書の提出を働きかけていない理由】



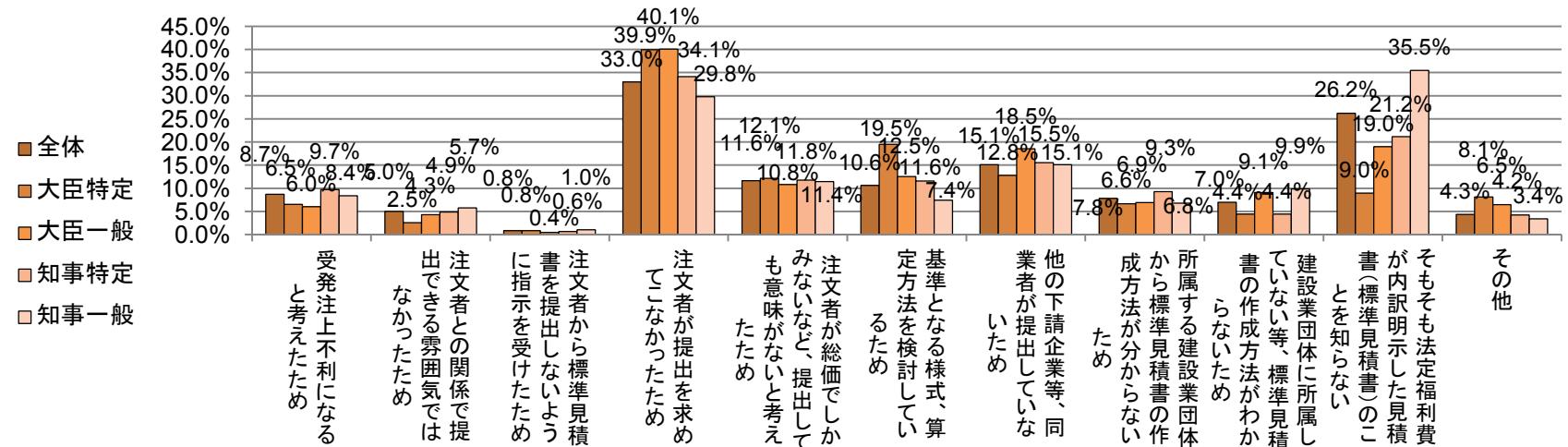
# 平成26年度 下請取引実態調査の結果

- 法定福利費が内訳明示された見積書(標準見積書)の活用状況については、「全ての工事で提出している」又は「一部の工事で提出している」との回答は合わせて31.6%。
- 標準見積書を提示しない理由としては、「注文者が提出を求めてこなかった」(33.0%)との回答が最も多い。知事一般建設業者に関しては、「そもそも法定福利費を内訳明示した見積書のことを知らない」(35.5%)が最も多い。

## 【下請負人の法定福利費が内訳明示された見積書(標準見積書)の活用状況】



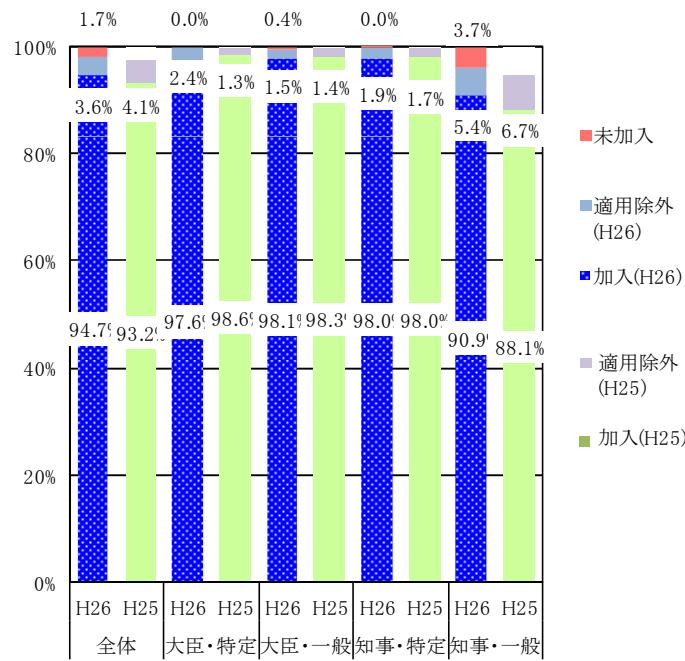
## 【下請負人が標準見積書を提示しない理由】



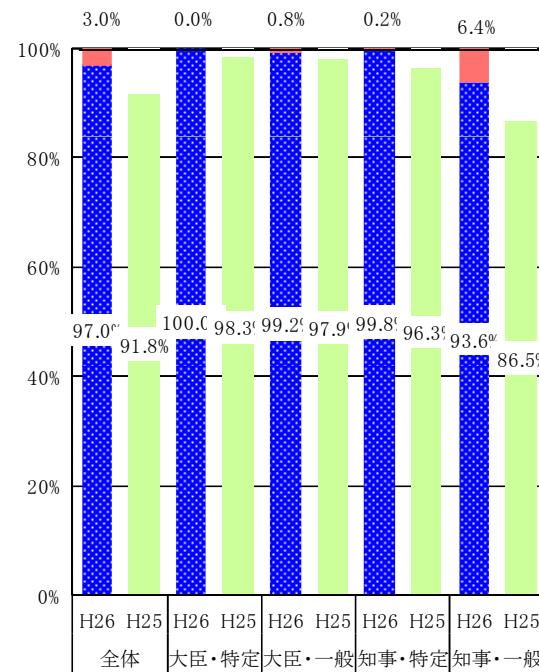
# 平成26年度 下請取引実態調査の結果

- 健康保険、年金保険、雇用保険の3保険全てにおいて昨年度より加入状況が改善。
- 全ての許可区分別において、加入率が90%を超え、各保険とも加入状況の改善が進んでいる。

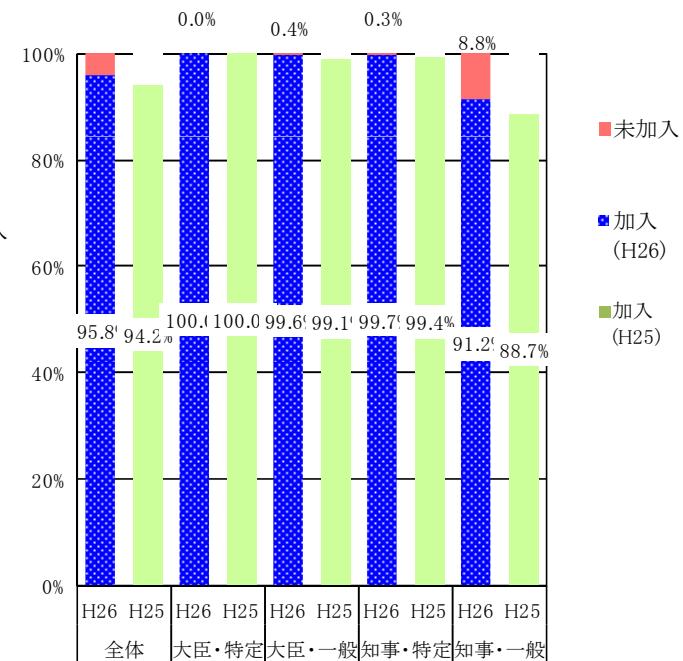
## 健康保険の加入状況



## 年金保険の加入状況



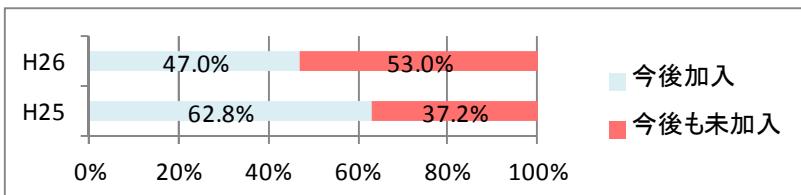
## 雇用保険の加入状況



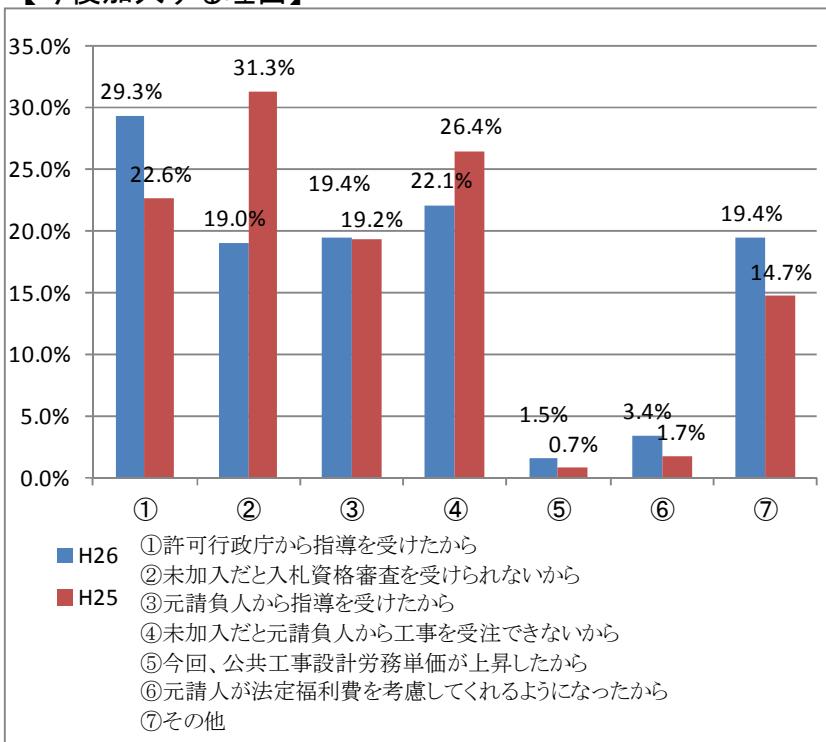
# 平成26年度 下請取引実態調査の結果

- 3保険のいずれかで未加入と回答している企業のうち、「今後加入する」と回答した企業は47.0%で昨年度より低下。
- 未加入と回答した企業が今後加入する理由として、「①許可行政庁から指導を受けたから」(29.3%)、「④未加入だと元請負人から工事を受注できないから」(22.1%)が多い。
- 今後も加入しない理由として、「⑬自社には加入させるべき技能労働者がいない」(38.5%)、「⑨経営の先行きが不透明で経費増となる加入に踏み切れない」(30.7%)が多い。

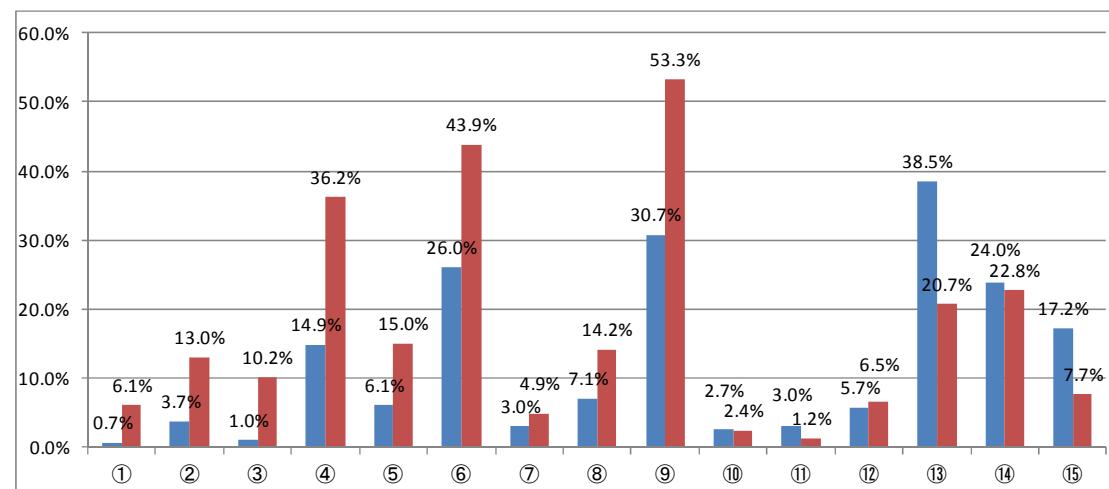
【未加入企業の今後の社会保険等への加入意向】



【今後加入する理由】



【今後も加入しない理由】



- H26 ■ H25
- ①公共工事の発注者や元請負人が、法定福利相当額を含む契約額の引き上げに応じてくれない。  
②公共工事において、請け負った金額が低く、法定福利費が捻出できない。  
③民間工事の発注者や元請負人が、法定福利相当額を含む契約額の引き上げに応じてくれない。  
④民間工事において、請け負った金額が低く、法定福利費が捻出できない。  
⑤受注者の立場では、発注者や元請人に対し、法定福利費を求めづらい。  
⑥赤字補填や運転資金に充当する必要があり、社会保険等に加入する余裕がない。  
⑦建設機械の購入など他の用途に充当したい。  
⑧他社との競争上、法定福利費を負担することができない。  
⑨経営の先行きが不透明で経費増となる加入に踏み切れない。  
⑩加入させるためにいくら必要なのかがわからない。  
⑪加入させるための手続きがよくわからない。  
⑫技能労働者本人が加入したがらない。  
⑬自社には加入させるべき技能労働者がいない。  
⑭いざれ廃業する予定である。  
⑮その他

# 建設業許可行政庁による社会保険等未加入業者への加入指導状況(1/2)

## 1. 加入指導状況(平成26年9月現在)

平成24年11月から平成26年9月までの社会保険等の加入指導状況は以下のとおり 【以下参考（26年3月時点）】

- これまでに確認した申請等件数 ······ 265, 445件 (231, 787件)
  - ・申請等件数のうち既に加入していた件数 ······ 232, 490件 (204, 649件)
  - ・申請等件数のうち未加入であったため、指導を受けた件数 ······ 32, 955件 (27, 138件)

### 【指導を受けた件数の内訳】

- |                                  |          |             |
|----------------------------------|----------|-------------|
| 加入した件数 ······                    | 11, 326件 | ( 8, 316件)  |
| 加入しなかったため社会保険等担当部局へ通報した件数 ······ | 14, 037件 | ( 8, 273件)  |
| 指導中又は加入確認待ちの件数 ······            | 7, 592件  | ( 10, 549件) |

## 2. これまでの取り組み

国土交通省及び47都道府県では、建設業法に基づく建設業者で、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。)への未加入業者を対象に、平成24年11月から社会保険等への加入を強く指導してきており、平成29年度までに建設業者の社会保険等の加入率が事業者単位で100%の目標を達成するため以下の取り組みを行っている。

- 建設業法施行規則、告示の改正(平成24年5月)
  - ・建設業の許可申請書及び施工体制台帳の記載事項に「健康保険等の加入状況」を追加
  - ・経営事項審査申請書の評価項目を各保険毎に細分化し減点幅を拡大
- 社会保険加入状況の把握、確認・指導等(平成24年11月より)
  - ・建設業許可部局における建設業許可・更新申請及び経営事項審査申請並びに立入検査時に加入状況を確認し未加入業者に対し加入指導を実施
  - ・加入指導に従わない未加入業者は厚生労働省の社会保険等担当部局へ通報
- 建設業法に基づく「監督処分基準」の改定(平成24年10月)
  - ・指導に従わない未加入業者に対する監督処分基準を改定
- 国土交通省直轄工事における発注者と建設業所管部局が連携して行う社会保険等未加入対策に関する通知を発出(平成26年5月)
  - ・平成26年8月より、国土交通省直轄工事において、発注部局が元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における全ての下請業者の加入状況を確認し、未加入業者である場合には建設業所管部局が加入指導を実施

建設業許可部局による社会保険等加入指導状況及び厚生労働省保険担当部局への通報状況  
(平成24年11月～平成26年9月まで)

「申請等件数」：建設業許可部局に申請した建設業の許可申請及び経営事項審査の申請並びに建設業許可部局による立入検査の合計件数。  
 「既加入件数」：「申請等件数」のうち、既に社会保険等に加入していた建設業者の件数。  
 「指導件数」：「申請等件数」のうち、社会保険等に未加入であった建設業者を建設業許可部局が加入指導した件数。  
 「加入確認待ち件数」：「指導件数」のうち、指導後、一定猶予期間が経過していない等の理由により加入の確認ができていない建設業者の件数。  
 「加入件数」：「指導件数」のうち、社会保険等に加入了建設業者の件数。  
 「通報件数」：「指導件数」のうち、建設業許可部局が行った、原則2回の社会保険等加入指導に従わなかった建設業者を厚生労働省保険担当部局に通知した件数。

	申請等			指導		加入確認待ち		加入		通報	
	申請等件数 (a)	既加入件数 (b)	既加入率 (b)/(a)	指導件数 (c)	指導率 (c)/(a) (d)=(c)-(e)-(f)	件数 (d)	比率 (d)/(c)	加入件数 (e)	加入率 (e)/(c)	通報件数 (f)	通報率 (f)/(c)
北海道・東北	34,655	31,348	(90.5%)	3,307	(9.5%)	829	(25.1%)	1,184	(35.8%)	1,294	(39.1%)
関東	71,516	55,726	(77.9%)	15,790	(22.1%)	3,705	(23.5%)	4,955	(31.4%)	7,130	(45.2%)
北陸	12,309	11,571	(94.0%)	738	(6.0%)	130	(17.6%)	366	(49.6%)	242	(32.8%)
中部	28,454	24,588	(86.4%)	3,866	(13.6%)	809	(20.9%)	1,069	(27.7%)	1,988	(51.4%)
近畿	49,521	44,202	(89.3%)	5,319	(10.7%)	1,202	(22.6%)	2,028	(38.1%)	2,089	(39.3%)
中国	17,461	16,445	(94.2%)	1,016	(5.8%)	193	(19.0%)	396	(39.0%)	427	(42.0%)
四国	10,654	10,198	(95.7%)	456	(4.3%)	38	(8.3%)	271	(59.4%)	147	(32.2%)
九州・沖縄	40,875	38,412	(94.0%)	2,463	(6.0%)	686	(27.9%)	1,057	(42.9%)	720	(29.2%)
合計	265,445	232,490	(87.6%)	32,955	(12.4%)	7,592	(23.0%)	11,326	(34.4%)	14,037	(42.6%)
大臣	9,538	9,520	(99.8%)	18	(0.2%)	3	(16.7%)	14	(77.8%)	1	(5.6%)
知事	255,907	222,970	(87.1%)	32,937	(12.9%)	7,589	(23.0%)	11,312	(34.3%)	14,036	(42.6%)

健康保険・厚生年金保険に係る地方整備局等からの  
通報に基づく適用促進の実施状況（ブロック本部別）

(平成26年9月末総計)

ブロック本部名	① 通報件数	対応状況			(単位:件) ⑤ 引き続き対応を行つ ている件数 ①-(②+③+④)	
		② 既に適用済み	③ 適用対象外	④ 適用に至った		
北海道	487	104	22	104	257	
東北	870	205	44	226	395	
北関東・信越	2,961	535	78	486	1,862	
南関東	3,509	655	139	772	1,943	
中部	1,809	222	97	297	1,193	
近畿	1,598	389	82	310	817	
中国	369	76	24	129	140	
四国	127	16	20	58	33	
九州	559	92	121	192	154	
全国計	12,289	2,294	627	2,574	6,794	

(注1) 平成24年11月～平成26年9月末までの通報件数及び対応状況件数を計上

(注2) ②欄については、①の通報があつた時点において、事業主から自主的な届出等によって適用事業所等と確認できた件数を計上

(注3) ③欄については、適用対象外であることが判明した件数を計上

(注4) ④欄については、加入指導等を行つた結果、適用に至つた件数を計上

(注5) ⑤欄については、対応済みを除いたもので、引き続き、対応を行つている件数を計上

※雇用保険に関しては、9月末集計は行っていない。

# 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂(案)について【概要】

- 建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするため、平成24年11月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を施行。
- 本ガイドラインは、平成24・25年度にかけての取組を中心に記載したものであり、本取組状況等を踏まえて必要があると認められるときは、見直し等の所要の措置を実施するとしているところ。

## 検討上の課題・方向性

- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用が十分に進んでいないことから、活用を促進するための環境整備が必要。
- 目標年次まで2年余りに迫っていることから、平成29年度以降の姿を見据えた具体的取組内容を明示するとともに、派生する課題への対応(加入状況の記載の真正性の確保、保険加入義務の潜脱を図った小規模事業主化の抑止)が必要。

## 改訂案の主な内容

### 法定福利費を内訳明示した見積書提出の見積条件への明示

- 法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、元請企業から下請企業に対する見積条件に明示することを記載(下請企業が再下請に出す場合も同様)。
- 提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することが必要であり、他の費用との減額調整を厳に慎むことを記載。

### 適切な保険に加入した下請企業・労働者のみからなる工事の試行的実施(モデル現場)

- 平成29年度以降を見据え、すべての下請企業を適切な保険に加入したものに限定した工事や、工事の規模等に鑑みて可能である場合にはすべての作業員を適切な保険に加入したものに限定した工事を試行的に実施することが望ましいと記載。

### 情報システムへの関係資料の添付による保険加入情報の記載の真正性の確保

- 保険加入状況に関する作業員名簿の記載の真正性の確保に向けた措置について、「望ましい」から「努める」に改めるとともに、情報システムにおいて関係資料を電子データで添付する方法によることを許容。

### 施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿の正確な記載による雇用と請負の明確化

- 施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿について、下請企業と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載するよう明記。

- 平成27年1月15日 パブリックコメント実施。
- 平成27年4月 1日 改訂内容を適用。(平成27年4月1日付け一部改訂)

## 社会保険加入促進要綱

平成 27 年 1 月 19 日  
一般社団法人 日本建設業連合会

我が国の建設市場は、東日本大震災復興工事の本格化や国土強靭化に向けた事業の拡大、アベノミクス効果による民間需要の増加などにより、平成 22 年度を底に回復基調にある。建設市場が過去の縮小局面から好転した今こそ、健全な建設産業へと再生する貴重なチャンスとして、この機会に建設業界を挙げて建設技能労働者の待遇改善を促進し、将来の担い手の確保・育成につなげていかなければならない。

国土交通省では、公共工事設計労務単価を二度にわたって引き上げ、また社会保険※1 未加入対策を進め、平成 29 年度を目途に企業単位では加入義務のある許可業者の加入率 100%、労働者単位では製造業相当の加入※2 という目標を掲げている。さらにはいわゆる担い手三法※3 の改正に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」等を制定するなど、建設業における担い手確保・育成のため建設技能労働者の待遇改善に向けて積極的に取組んでいる。

日建連においては、建設技能労働者の待遇改善には社会保険未加入対策が不可欠であるとの認識の下、平成 24 年 4 月に他団体に先駆けて「社会保険加入促進計画」を策定し、社会保険加入促進に積極的に取組んできたところである。

国土交通省が目標年度とする平成 29 年度までの 5 年のうち、既に半分が経過した現在、社会保険の公共事業における加入率※4 は企業単位で 90%、労働者単位では 62% と加入状況に改善はみられるものの、民間事業についてはこれよりも相当低い状況にあると想定され、さらには地域、職種による格差が大きいなど、依然として芳しい状況にはなっていない。また、政府の経済財政諮問会議において民間議員から、建設技能労働者の社会保険の加入率は極めて低く、こうした労働環境の是正を早急に進めるべきであるとの指摘がなされたところである。

こうした状況から、日建連は担い手確保・育成対策の一環として、下記の通り新たに「社会保険加入促進要綱」を策定し、平成 29 年度以降に工事現場における全ての労働者が社会保険に適正に加入していることを目標として、これまでの取組みをさらに加速させることとした。

もとより、社会保険への加入を促進するためには、行政、元請企業、下請企業等の関係者が一体となってそれぞれの役割を果たすことが肝要であり、日建連会員企業は、建設業界のリーディングカンパニーとして、足並みをそろえ本要綱に基づき積極的に取組むものとする。

※1 社会保険とは雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。

※2 雇用保険で 92.6%、厚生年金保険で 87.1%。（「建設産業の再生と発展の方策 2011」の資料より）

※3 担い手三法とは品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）、入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）、建設業法をいう。

※4 加入率は国土交通省「公共事業労務費調査（平成 25 年 10 月調査）における保険加入状況調査の結果」による。

## 記

### 第1 適正な受注活動の徹底

日建連会員企業（以下「元請企業」という。）は、従来のデフレ経済の下での低価格受注の多発が労働者の劣悪な処遇を招いたことを真摯に受け止め、発注者との契約において、適正価格での受注、適正工期の確保、適正な契約条件の確保を徹底する。

### 第2 受注時における適正な法定福利費※の確保

元請企業は、第4により内訳明示された適正な法定福利費を確保し、企業及び労働者の社会保険加入を促進することの重要性を踏まえ、発注者に対して、法定福利費を適正に計上した金額による見積及び契約締結を徹底する。

### 第3 社会保険加入の徹底

#### (1) 一次下請企業について

元請企業は、一次下請企業に対して、元下契約時等において企業単位及び労働者単位で社会保険への適正な加入を徹底するよう指導するとともに、契約後に加入状況を確認し、未加入の場合は適正な加入を徹底するよう指導する。

#### (2) 二次以下の下請企業について

元請企業は、二次以下の全ての下請企業に対して、一次下請企業等を介し再下請負契約時等において企業単位及び労働者単位での社会保険への適正な加入を徹底するよう指導するとともに、元下契約後に二次以下の下請企業及び労働者の加入状況を確認し、未加入の場合は、一次下請企業等を介し適正な加入を徹底するよう指導する。

### 第4 元下契約等における適正な法定福利費の確保

#### (1) 法定福利費の内訳明示について

##### ①一次下請企業について

元請企業は、元下契約に際し、一次下請企業に対して標準見積書等を提出させることにより、法定福利費の内訳明示を徹底させる。

##### ②二次以下の下請企業について

元請企業は、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業に標準見積書等を提出させることにより、法定福利費の内訳明示を徹底するよう指導する。

#### (2) 適正な法定福利費の確保について

##### ①一次下請企業について

元請企業は、提出された標準見積書など法定福利費を内訳明示した見積書を受領し、これを尊重したうえで、法定福利費を必要経費として適正に確保した元下契約を締結する。

##### ②二次以下の下請企業について

元請企業は、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業から提出された標準見積書など法定福利費を内訳明示した見積書を受領し、これを尊重したうえで、法定福利費を必要経費として適正に確保した再下請負契約を締結するよう指導する。

## 第5 雇用と請負の明確化（偽装請負の排除）

### (1) 重層下請構造の改善について

元請企業は、行き過ぎた重層下請構造が労働者の劣悪な処遇を招いていることを十分に認識し、一次下請企業に対して、平成30年度までに再下請負契約について原則二次下請まで（設備工事は三次下請まで）とするよう指導する。

### (2) 偽装請負の排除について

#### ①一次下請企業について

元請企業は、偽装請負等により労働者が本来加入できる社会保険に加入できていないことが少なくないことに鑑み、元下契約に際し、一次下請企業に対して偽装請負など職業安定法や労働者派遣法等に違反しないことを徹底するよう指導する。

#### ②二次以下の下請企業について

元請企業は、同様に、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業が偽装請負など職業安定法や労働者派遣法等に違反しないことを徹底するよう指導する。

## 第6 社会保険未加入企業の排除

### (1) 一次下請企業について

元請企業は、平成27年度以降、元下契約に際し、社会保険への適正な加入をしていない下請企業と契約を締結しないことを徹底する。

### (2) 二次以下の下請企業について

元請企業は、平成28年度以降、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、社会保険への適正な加入をしていない二次以下の下請企業と契約を締結しないことを徹底するよう指導する。

## 第7 行政に対する要請

日建連は国の行政機関に対して以下の事項を要請する。

- ① 受給資格の緩和など労働者が加入しやすい社会保険制度を整備すること
- ② 建設業許可・更新時に社会保険加入指導を徹底すること
- ③ 専門工事業者に対する社会保険加入指導をさらに徹底すること
- ④ 専門工事業者に対して標準見積書など法定福利費を内訳明示した見積書の理解と浸透を図るとともに、法定福利費の算出方法について簡便な方式を作成し指導すること
- ⑤ 企業及び労働者の社会保険への加入実態の確認が容易となる就労管理システム（仮称）を早急に構築すること

## 第8 適用

本要綱は、平成27年4月1日から適用する。

※ 法定福利費とは社会保険料に係る事業主負担分をいう。

## 資料 5

平成 27 年 1 月 19 日  
一般社団法人 全国建設業協会

### 社会保険加入促進計画の推進状況について

#### I 取組み強化キャンペーンの実施

【目的】「全建社会保険加入促進計画」の推進及び「適切な賃金水準の確保」の趣旨の徹底

##### イ. 取組み強化セミナー等の実施

都道府県協会関係者に対してセミナーを開催

- ・全建協議員会において国土交通省労働資材対策室長の講話（平成 25 年 9 月 19 日（木））
- ・全国建設労働問題連絡協議会においてセミナーを実施（平成 25 年 11 月 5 日（火））
- ・全国専務理事・事務局長会議において説明会を実施（平成 26 年 3 月 25 日（火））

##### ロ. 取組み強化キャラバンの派遣

全建の役職員が都道府県協会を訪問して要請

##### 【実施済】

宮城県協会（25 年 8 月 19 日）、茨城県協会（8 月 26 日）、秋田県協会（8 月 26 日）、埼玉県協会（8 月 28 日）、香川県協会（8 月 29 日）、神奈川県協会（9 月 2 日）、山口県協会（9 月 4 日）、山梨県協会（9 月 6 日）、三重県協会（10 月 17 日）、岐阜県協会（10 月 31 日）、大分県協会（11 月 7 日）、沖縄県協会（11 月 8 日）、富山県協会（11 月 13 日）、高知県協会（11 月 15 日）、兵庫県協会（12 月 6 日）、福井県協会（12 月 6 日）、福井県協会（12 月 13 日）、長崎県協会（26 年 1 月 16 日）、愛知県協会（2 月 20 日）、新潟県協会（5 月 22 日）、熊本県協会（6 月 3 日）

##### ハ. 取組み相談窓口の設置

全建労働部に取組み強化キャンペーンに係る相談窓口を 25 年 7 月 26 日に設置

##### 二. 取組み強化キャンペーンのホームページの開設

全建ホームページに開設

## II 取組み強化のためのアンケート調査等の実施

### (1) 建設技能労働者の賃金水準の実態調査

国土交通省から依頼を受けて都道府県建設業協会（被災3県及びその周辺の7県を除く）に対し調査を四半期ごとに実施

### (2) 適切な賃金水準の確保等の取組み状況のアンケート調査

国は、平成25年度公共工事設計労務単価を引き上げ、建設業界に対して適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底を要請。全建は、この要請に対してどのような課題があるかを把握し今後の取組みの基礎資料とするために、8月に各都道府県協会会員企業のそれぞれ30社を無作為に選定しアンケート調査を実施

調査結果を平成25年9月27日に公表

さらに平成26年8月に各都道府県協会会員企業のそれぞれ30社を無作為に選定して「将来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針」策定のためのアンケート（現場労働者ベースを含む）調査を実施。調査結果を10月3日に公表

## III 本年2月に策定する「将来の地域産業の担い手確保・育成のための行動指針」に社会保険の加入促進を盛り込む予定（17年1月13日担い手確保・育成WGで議論）

### (1) 民間建築工事についても記載予定

### (2) 27年2月20日理事会で行動指針を策定予定

# 「将来の地域建設産業の担い手確保育成のための行動指針」 策定のためのアンケート調査の結果概要

調査の結果は以下の通り

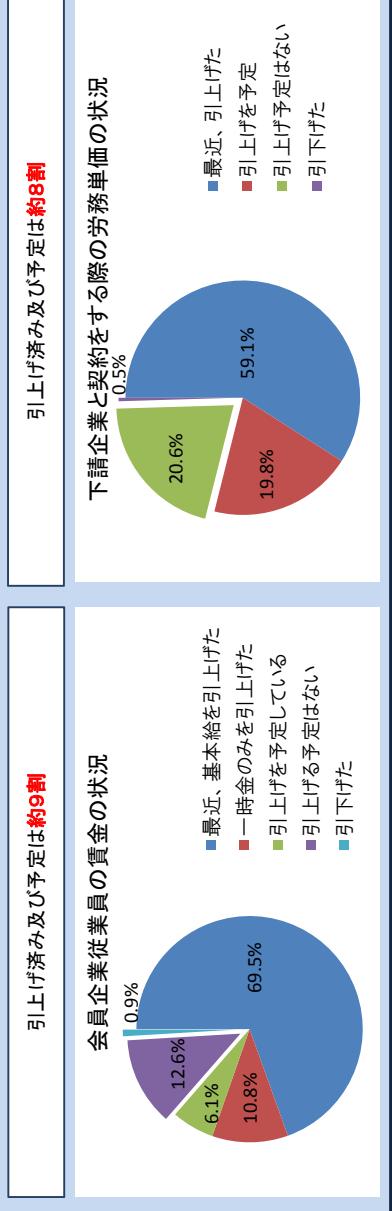
- 1 国等の公共工事設計労務単価の引上げ等を踏まえた賃金水準の確保については
  - ①会員企業の約9割は従業員の賃金引上げの動きを示している。
  - ②下請企業と契約する際の労務単価についても約8割が引上げの動きを示している。
- 2 社会保険の加入状況については、会員企業のすべて、一次下請企業の9割以上が加入しており、現場労働者ベースで見ても約8割以上が加入している。
  - ①会員企業の8割以上が、下請企業に対し社会保険への加入指導を実施
  - ②3保険別の加入状況は、  
**【健康保険】**  
会員企業は100%、一次下請企業は93.4%が加入、現場労働者の加入は82.8%。  
**【年金保険】**  
会員企業は100%、一次下請企業は92.5%が加入、現場労働者の加入は81.0%。  
**【雇用保険】**  
会員企業は100%、一次下請企業は92.9%が加入、現場労働者の加入は75.8%。
- 注1 「現場労働者」は代表的な現場を施工体制台帳で把握したもの。  
注2 雇用保険の「未加入」には、個人経営者、会社の役員等、雇用保険の対象とならない者が含まれている。
- 3 標準見積書については、
  - ①会員企業の約7割が標準見積書の提出指導を行っており、その約4割が「すでに活用」、約5割が「提出されれば尊重している」と回答している。
  - ②下請企業への指導を行っていない会員企業もそのほとんどが、「提出されれば尊重する」としている。
- 4 週休2日制については、
  - ①変形労働時間制を含め会員企業の約2割以上が週休2日制を実施している。また、約5割の会員企業が隔週2日など一部実施を行っている。
  - ②週休2日制を定着させるための条件としては、「適正な工期」を挙げるものが最も多かった。
- 5 重層下請については、
  - ①下請次数が3次以下の会員企業が全体の約9割を占め、全体の約3分の2は2次以下となっている。
  - ②重層下請の解消のための条件としては、「適切な下請業者への発注」、「受注量の平準化」、「人員確保」などが挙げられている。

以上

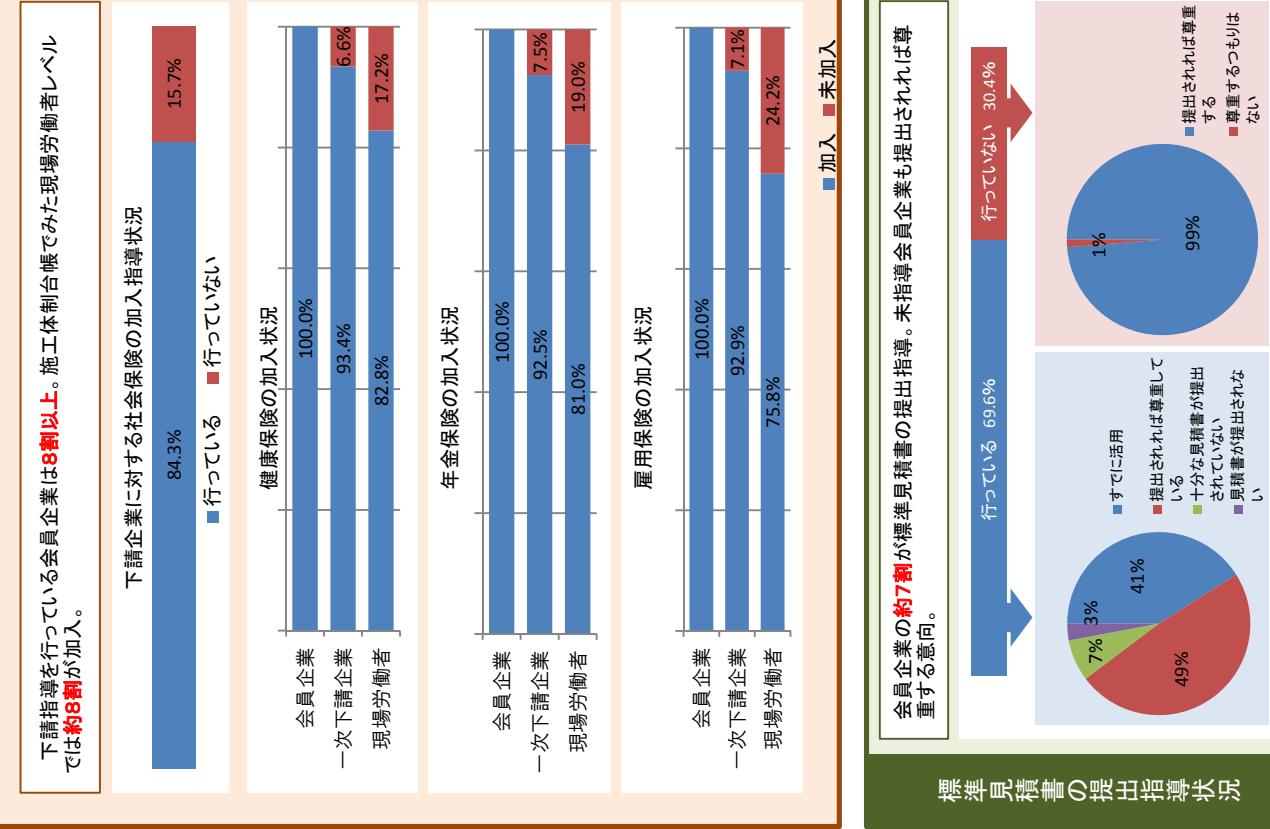
# 「将来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針」 策定のためのアンケート調査結果

[調査規模等] ①44都道府県建設業協会から回答  
 ②下請企業を含めた現場労働者数 約45,000人(3保険平均)  
 ③調査依頼企業数1,410社、回答企業数1,064社(回答率)75.6%  
 [調査時期] 平成26年8月1日現在の状況  
 [回答企業の事業内容] 土木380社、建築76社、土木建築596社、その他12社

## 賃金水準の確保について



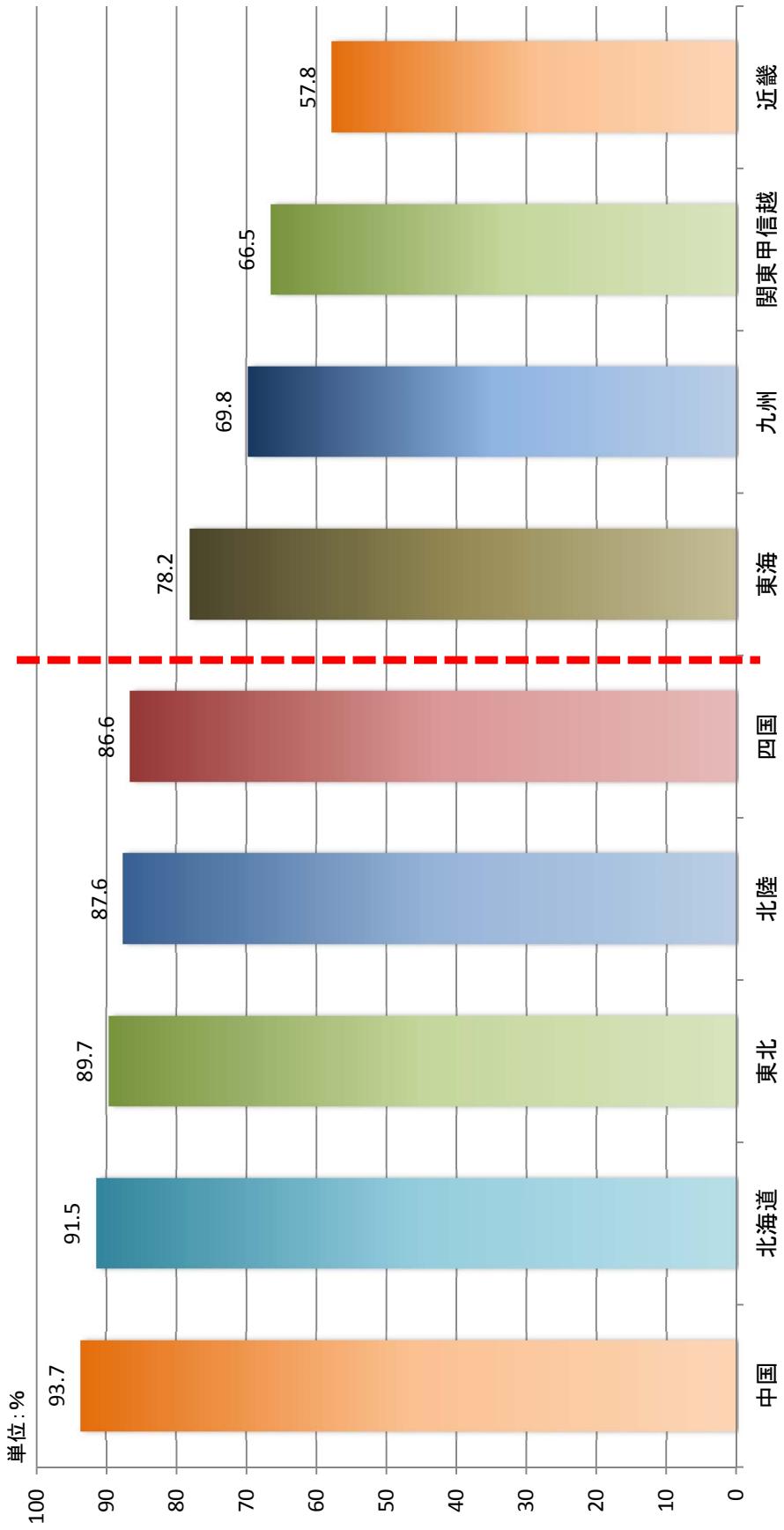
## 社会保険の加入状況について



# 雇用保険の加入割合（現場労働者ベース）

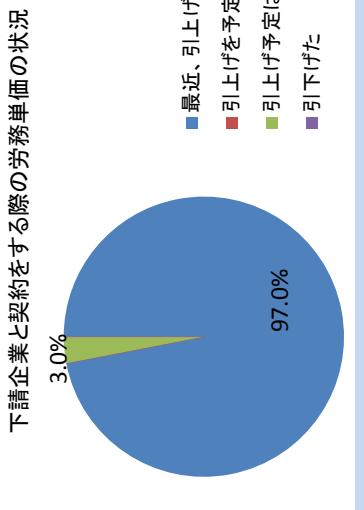
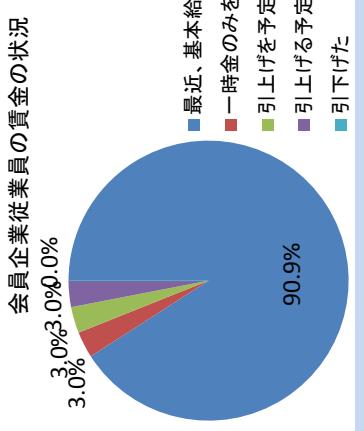
## 【地域ブロック別比較】

雇用保険の加入割合は、  
・大都市部を含む「近畿」、「関東甲信越」、「九州」、「東海」では、低くなっている。  
・その他の「中国」、「北海道」、「東北」、「北陸」、「四国」では、9割前後の高い加入率となっている。

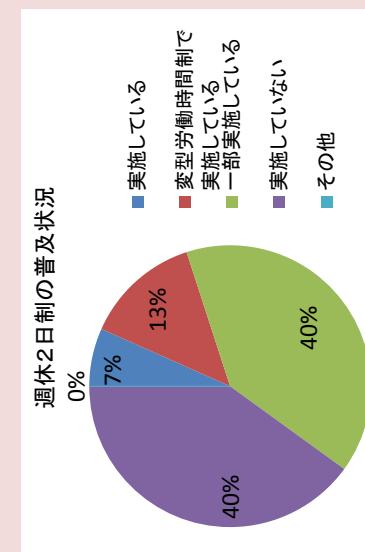


# 北海道

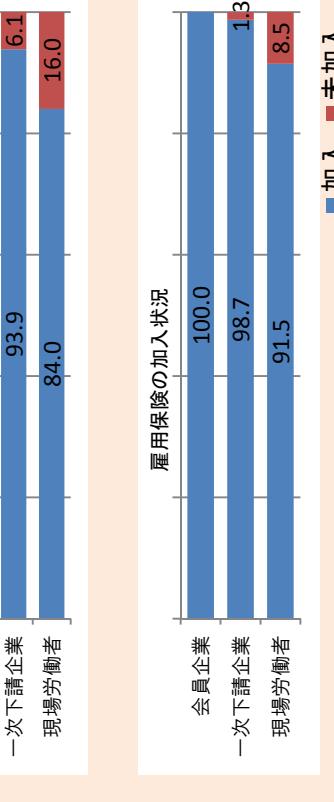
## 賃金水準の確保について



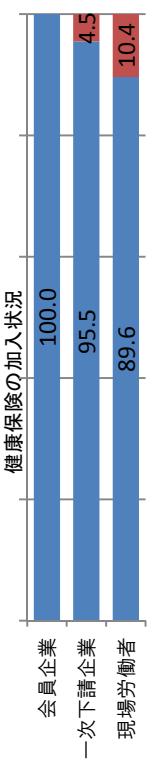
## 週休2日制の普及状況



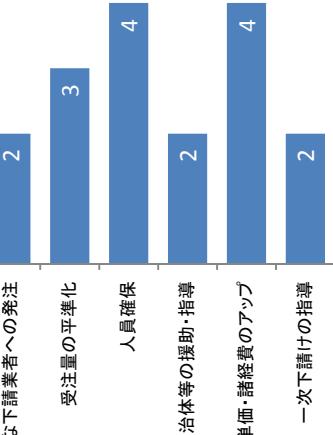
## 重層下請けの状況



## 社会保険の加入状況について



## 行き過ぎた重層下請け構造を解消するための必要な条件



## 行き過ぎた重層下請け構造を解消するための条件



## 資料 6

### 法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による 法定福利費の確保に向けた関係者の更なる取組の強化について(案)

第4回社会保険未加入対策推進北海道地方協議会の開催に当たり、これまでの全国協議会における申し合わせ並びに北海道地方協議会における申し合わせを踏まえつつ、法定福利費の確保に向けた関係者の更なる取組の強化に向けて、以下のとおり申し合せます。

- ・ 元請企業は、受注時における適正な法定福利費の確保に努めるとともに、下請企業が法定福利費を内訳明示した見積書を出しやすい環境を構築するため、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示します。
- ・ 下請企業は、建設労働者について、雇用者と請負関係にあるものを明確に区分した上で、自ら雇用する建設労働者を適切な保険に確実に加入させるとともに、請負関係にある者に対しても同様の対応を行うよう指導を強化します。また、下請企業は、注文者（元請企業又は直近上位の下請企業）に対して法定福利費を内訳明示した見積書を確実に提出します。そのためにも、自社の経理を明確化します。再下請負人に対しては、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、それを尊重します。
- ・ 関係行政機関は、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促進し、法定福利費の確保を含めた社会保険未加入対策の推進に係る取組を実効あるものとするための関係者への働き掛けを積極的に展開します。

平成27年3月3日  
社会保険未加入対策推進北海道地方協議会

## 1. 法定福利費の確保に向けた対応

### ○ 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂

パブリックコメント実施中

- 内訳明示した見積書の提出について、元請企業から下請企業に対する見積条件に明示すること新たに記載(下請企業が再下請に出す場合も同様)
- 提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することが必要であり、他の費用との減額調整を厳に慎むことを記載

### ○ 法定福利費を内訳明示した見積書作成のポイント(仮称)の作成

平成26年度

### ○ 建設企業の経理実務等における法定福利費の明確化に向けた対応

平成26年度～

- 建設業会計や経理実務における法定福利費の位置付けや取扱に関する整理
- 法定福利費を内訳明示する能力向上を図るため、建設業会計に関する研修(原価管理等)を実施

### ○ 実質的な法定福利費の担保に関する調査検討等

平成26年度～

- 別枠支給、別枠明示、事後精算など、法令改正・請負契約における措置・代金支払における実務・商慣習など幅広い観点から検討

# 建設業における社会保険未加入対策について

## 2. その他の対応

### ○ 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂

パブリックコメント実施中

- ・すべての下請企業を適切な保険に加入に限定した工事や、工事の規模等に鑑みて可能である場合にはすべての作業員を適切な保険に加入したものに限定した工事を実施することが望ましいと記載。
- ・保険加入状況に関する作業員名簿の記載の真正性の確保に向けた措置について、「望ましい」から「努める」に改めるとともに、情報システムにおいて関係資料を電子データで添付する方法によることを許容。
- ・施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿について、下請企業と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載するよう明記。

### ○ 社会保険未加入対策に関するQ&Aの作成、周知用リーフレットの作成

平成26年度

- ・社会保険未加入対策等に関するQ&Aを作成し、ホームページで公表
- ・高齢者の年金加入に関するメリット等に関するリーフレットを作成

### ○ 一人親方の労働者性・事業者性の判断基準を周知(パンフレット作成)

平成26年度

- ・平成25年3月に策定したリーフレットを活用した更なる周知徹底(簡易版の作成等)

 上記は現時点での施策であり、この他にも、必要な施策に取り組んでいく